

- 第11条 条例第17条第1項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（別記第2号様式）を提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養又は栽培のための施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 条例第17条第2項の許可証（以下この条において「許可証」という。）の様式は、指定希少野生動植物捕獲等許可証（別記第3号様式）のとおりとする。
- 4 条例第17条第3項の規定による従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書（別記第4号様式）を提出して行うものとする。
- 5 従事者証は、別記第5号様式によるものとする。
- 6 条例第17条第4項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書（別記第6号様式）を提出して行うものとする。
- 7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 9 条例第17条第4項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。
- （個体の取扱方法）
- 第12条 条例第20条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
- (1) 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
 - (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。
- （条例第22条第2項の証明書）
- 第13条 条例第22条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。
- （特定希少野生動植物事業の登録の更新の申請期限）
- 第14条 特定希少野生動植物事業者は、条例第23条第2項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の14日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。
- （特定希少野生動植物事業の登録の申請及び登録証等）
- 第15条 条例第24条第1項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した特定希少野生動植物事業登録申請書（別記第8号様式）を提出して行うものとする。
- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
 - (3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物
 - (4) 譲渡しの業務を開始しようとする日
 - (5) 特定希少野生動植物の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 繁殖施設の所在地、規模及び構造
 - イ 繁殖に従事する者の氏名及び繁殖に関する経歴
 - ウ 繁殖方法及び繁殖計画
- 2 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び番号
- 3 条例第24条第3項の登録証（以下この条において「登録証」という。）は、別記第9号様式によるものとする。
- 4 条例第24条第4項の規定による登録証の掲示は、譲渡しを行う施設において客の見やすい場所に行うものとし、当該施設が複数存在する場合にあっては、それぞれの施設について行うものとする。
- （特定希少野生動植物事業の変更の届出）
- 第16条 条例第26条第1項の規則で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げるものとする。
- 2 条例第26条第1項の規定による変更の届出は、前項に掲げる事項を記載した特定希少野生動植物事業変更届出書（別記第10号様式）を提出して行うものとする。
- 3 条例第26条第4項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める者は、次の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。
- (1) 特定希少野生動植物事業を廃止した場合 特定希少野生動植物事業者であった個人又は法人を代表する役員
 - (2) 死亡した場合 その相続人
 - (3) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - (4) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - (5) 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合 その清算人

- 4 条例第26条第4項の規定による廃止等の届出は、特定希少野生動植物事業廃止等届出書（別記第11号様式）を提出して行うものとする。
（帳簿の記載事項等）
- 第17条 条例第28条の規定による帳簿は、譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物ごとに備えるものとする。
- 2 条例第28条に規定する事項で、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 譲受け年月日
 - (2) 譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (3) 譲り受けた数量
 - (4) 譲渡しを行った年月日及び数量
 - (5) 保有数量
- 3 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ特定希少野生動植物事業者の事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等への記録をもって第1項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 特定希少野生動植物事業者は、第1項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。
（条例第31条第2項の証明書）
- 第18条 条例第31条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。
- 第3章 生息地等の保護に関する規制
（生息地等保護区の指定の案の公告）
- 第19条 条例第34条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。
- (1) 生息地等保護区の名称
 - (2) 生息地等保護区の指定の区域
 - (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物
 - (4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
 - (5) 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
（管理地区の指定の案の公告）
- 第20条 前条の規定は、条例第35条第3項において準用する条例第34条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。
（管理地区の区域内における行為の許可の申請）
- 第21条 条例第35条第5項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した管理地区内行為許可申請書（別記第12号様式）を提出して行うものとする。
- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 生息地等保護区の名称
 - (3) 管理地区の名称
 - (4) 行為の種類
 - (5) 行為の目的
 - (6) 行為の場所
 - (7) 行為地及びその付近の状況
 - (8) 行為の施行方法（指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。）
 - (9) 行為の着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
（既着手行為の届出）
- 第22条 条例第35条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 前条第1項第2号から第7号までに掲げる事項
 - (3) 行為の施行方法
 - (4) 行為に着手した日
 - (5) 行為の完了の日又はその予定日
- 2 条例第35条第8項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した管理地区内既着手行為届出書（別記第13号様式）を提出して行うものとする。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。